

令和4年4月1日

利用者各位

わかたけ保育園

「苦情申出窓口」の設置について

社会福祉法第82条の規定により、わかたけ保育園では利用者からの苦情に適切に対応する体制を整えることといたしました。

わかたけ保育園における苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を下記により設置し、苦情解決に努めることといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 苦情解決責任者 園長 片岡 敬樹
2. 苦情受付担当者 主任 山本 厚子
3. 第三者委員 (1) 津江 俊昭〔連絡先3962-8754〕
わかたけ会監事
(2) 北沢 義博〔連絡先5570-1234〕
弁護士（第二東京弁護士会）

4. 苦情解決の方法

(1) 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

(2) 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

(3) 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。

その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立ち会いを求めることができます。

なお、第三者委員の立ち会いによる話し合いは、次により行います。

- ア. 第三者委員による苦情内容の確認
- イ. 第三者委員による解決案の調整、助言
- ウ. 話し合いの結果や改善事項等の確認

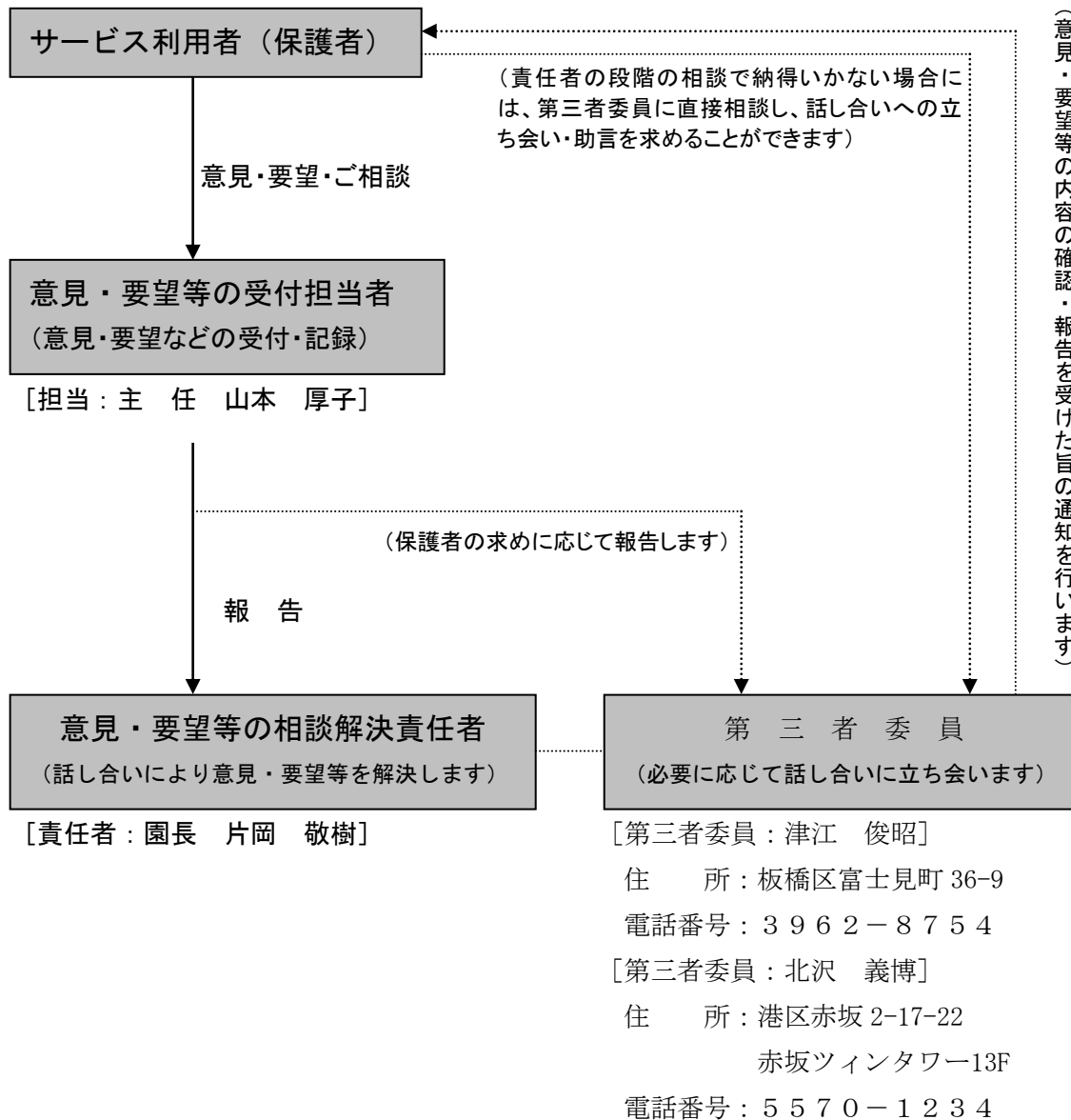
(4) 都道府県「運営適正化委員会」の紹介

（介護保険事業者は国保連、市町村も紹介）

本事業者で解決できない苦情は、東京都社会福祉協議会に設置された福祉サービス運営適正化委員会に申し立てることができます。

ご意見・ご要望の解決のための仕組みについて

社会福祉法人 わかたけ会
わかたけ保育園



※相談解決の結果（改善事項）は口頭もしくは文書で責任者よりご報告申しあげます。

※以上の仕組みで解決できないご意見・ご要望は、板橋区子ども家庭部保育サービス課

又は東京都社会福祉協議会に設置された福祉サービス運営適正化委員会に申し立てることもできます。

福祉サービス運営適正化委員会事務局 5 2 8 3 - 7 0 2 0

ご意見・ご要望の相談における際の第三者委員の役割について

●第三者委員の役割

- ・ご意見・ご要望の受付担当者や責任者との話し合いだけでは納得いかない場合には、第三者の立場にある「第三者委員」が話し合いに立ち会い、必要な助言をいたします。

[第三者委員の職務]

- ご意見・ご要望の相談解決への立ち会い・助言
- ご意見・ご要望の直接受付
- 相談内容を受けた旨の保護者（当事者）への通知
- 責任者よりご意見・ご要望の改善状況について報告を受け、また保育所の日常的な状況を把握します。

[第三者委員の立ち会いによる話し合いの方法]

- 第三者委員によるご意見・ご要望の内容の確認
- 第三者委員による解決案の調整・助言
- 話し合いの結果や改善事項などの確認

※第三者委員の立ち会い・助言が必要な際には、受付担当者にその旨を申していただくか、または直接下記までご連絡ください。

第三者委員 氏名 津江 俊昭
住所 板橋区富士見町36-9
電話番号 3962-8754

第三者委員 氏名 北沢 義博
住所 港区赤坂2-17-22 赤坂ツインタワー13F
電話番号 5570-1234